

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月15日火曜日 第1711号

◇ 目 次 ◇
告 示

町の新設(松山市)	116
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更(3件)	1164
土地改良区役員の就任の届出	1165
土地改良区役員の就退任の届出	1165
道路の区域変更(県道直瀬渋草線)	1165
道路の供用開始 ( " )	1165
道路の供用開始(一般国道 440 号)	1166
道路の供用開始(県道宇和野村線)	1166
任 免 辞 令	
公営企業任免辞令	1166

告 示

# ○愛媛県告示第2006号

 $\circ$ 

0

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成18年 1 月30日から効力を生ずる。 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

報 平成17年11月15日 第1711号 別図 1 実施区域及び現町界町名図 南中学校 北土居町 市道石井3号線 北井門町 北井門集会所 北土居町 井門町 実施区域線 現町界線

別図 2

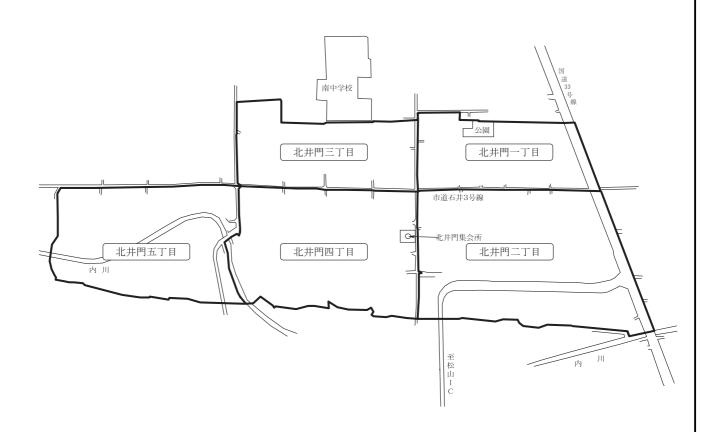
# 新町界町名図

平成17年11月15日

(新町界は、別表のとおり)

町界は、南北線は東側の側線 東西線は南側の側線





新町界線

# 別 表

新町の名称		新	町	0	X	域
北井門一丁目	界線、居相3の15の北 北側筆界線、居相2の 地に隣接する道路であ 地の北側線、北井門94	:側筆界線、居相3 1 の北側筆界線、 る国有地の東側線 の1、94の3、94 92の8及び92の10	の6の北側筆界線、 居相1の1の北側筆 、北井門95、96の1 の4及び95に隣接す に隣接する水路であ	居相2の9の北側筆 野線、北井門99の北 及び96の2に隣接す る水路である国有地 5る国有地の北側線、	語界線、居相 2 の100 記側筆界線、北井門9 る水路である国有 <sup>1</sup> の北側線、北井門9 北井門 9 の 7 の北側	管界線、居相3の19の北側筆 力北側筆界線、居相2の12の 9に隣接する水路である国有 也に隣接する道路である国有 0の1から90の6まで、92の 測筆界線、北井門9の1の北 まれた区域
北井門二丁目	土居 419 の 1 及び井門 84の 1 、 585 の 1 、 58 地の南側線、井門 587 ある国有地の南側線、	582 に隣接する道  85 の 2 及び 586 の  に隣接する道路で  北井門 188 の 1 に  189 の 5 に隣接す	路である国有地の南 1に隣接する道路で ある国有地の西側総 隣接する水路である る道路である国有地	可側線、井門 583 の 2 である国有地の南側線 象、井門 588 、北井門 5国有地に隣接する道 也の南側線、北井門 1	に隣接する道路で は、井門 587 及び154 186、 188 の 1 及で 路である国有地の 96 の 1 及び 196 の 1	格である国有地の西側線、北 ある国有地の南側線、井門 5 2に隣接する道路である国有 が188 の3に隣接する道路で 有側線、北井門189 の1、1 3に隣接する道路である国有 れた区域
北井門三丁目	の5の北側筆界線、北 15の北側筆界線、北井 る水路である国有地の 地の北側線、北井門40 線、北井門406の9の 、北井門275の2の西側 井門275の5の北側筆	井門 496 の 4 の北 門 494 の 4 の北側 東側線、北井門 41 08 の 1 、 408 の 2 北側筆界線、北井門 側筆界線、北井門 摩界線、北井門 27 界線、北井門 275	側筆界線、北井門 4 筆界線、北井門 494 1 の 1 、 411 の 3 万 、 409 及び 410 の 3 門 406 の 8 の北側筆 406 の 4 の北側筆界線 の 6 の北側筆界線、	195 の 2 の北側筆界線 1 の16の北側筆界線、 2 び 411 の 4 に隣接す 3 に隣接する道路であ 5 界線、北井門 406 の 7線、北井門 275 の 3 の 北井門 274 の 2 の北	、北井門 495 の60 北井門 493 の北側 る水路である国有 <sup>は</sup> る国有地の北側線、 7 の北側筆界線、北 の北側筆界線、北井門 が側筆界線、北井門 が側筆界線、北井門	4 の北側筆界線、北井門 496 力北側筆界線、北井門 494 の 管界線、北井門 493 に隣接す 世に隣接する道路である国有 北井門 407 の 1 の北側筆界 比井門 406 の 6 の北側筆界線 十門 406 の 2 の北側筆界線、 門 275 の 4 の北側筆界線、北 274 の 4 の北側筆界線、北井 5 井43号線の東側線で囲まれ
北井門四丁目	線、北井門 350 の 1 に 有地の南側線、北井門 水路である国有地に隣 る国有地の南側線、北 である国有地の南側線	隣接する道路であ   441 に隣接する道 接する道路である   井門 446 に隣接す  、北井門 449 及び   454 の南側筆界線	る国有地の西側線、路である国有地に関 路である国有地に隊 国有地の南側線、川 る水路である国有地 450に隣接する道路 、内川の西側線、市	北井門 351 及び 353 株接する水路である国 と井門 443 及び 445 に 也に隣接する道路であ 各である国有地に隣接 5道石井 338 号線の南	の1から353の3 記  有地の東側線、北井  隣接する水路である  る国有地の南側線、  する水路である国  側線、市道石井338	北井門 349 の 3 の西側筆界 までに隣接する道路である国 井門 441 及び 442 に隣接する 3 国有地に隣接する道路であ 北井門 449 に隣接する道路 与地に隣接する道路である国 8 号線の東側線、市道石井82
北井門五丁目	及び549の2に隣接す 接する水路である国有 する水路である国有地 る国有地の南側線、北 界線、内川に隣接する 2、540の6及び540	る道路である国有 地の南側線、北井 に隣接する道路で 井門 594 に隣接す 道路である国有地 の9に隣接する道 西側筆界線、北井	地に隣接する水路で 門 584 及び 587 に降 ある国有地の南側総 る水路である国有地 の南側線、北井門 5 路等である国有地の 門 522 の 2 の西側筆	である国有地の南側線 株接する道路である国 泉、北井門 593 の 1 に 也に隣接する道路であ 640 の 4 の西側筆界線 )西側線、北井門 523 筆界線、北井門 521 の	、北井門 551 に隣排 相対の南側線、北井 関接する水路である る国有地の南側線、 は、北井門 540 の 2 0 の 3 の西側筆界線、 1 の西側筆界線、「	地の南側線、北井門 549 の 1 接する道路である国有地に隣 井門 588 及び 592 の 1 に隣接 3国有地に隣接する道路であ 北井門 595 + 596 の南側筆 D西側筆界線、北井門 540 の 北井門 523 の12の西側筆界 市道石井 3 号線の南側線、市 泉で囲まれた区域

## ○愛媛県告示第2007号

児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の 所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	者	<u>ш</u> 12 ¬	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
事業者番号				T ± 1	たる	事務所	Ī			かっとんの 種 類	47		称	所		;	在		地	届年	日日
	名		称	あ ′	所	在一地	1	表者	の氏名		1		小小	变	更	前	変	更	後	—	7 1
38000300141112	介護サ 花有限	ービ 会社	ス野の	北宇 字内 2	三和郡 日深田	鬼北町大 1248番地	=	宮	真佐美	児童居宅 介護	介護サ	ービ	ス野 社	宇和! 41 - ポあ⁄	1第2	2コー		内深	鬼北町 田1248	平点	뷫17年 引1日

#### ○愛媛県告示第2008号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	者	サービス	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	届	#
事業者番号	名		称	主がの	こる! 所	事務月在 5	近 也	大表者	の氏名	の種類	名	;	称	<u>所</u> 変	更	前	在 一 変	. 更	<u>地</u> 後	年月	百
38000100151113	介護 5 花有限	ナービ. <b>会社</b>	ス野の			包北町 248番 <sup>5</sup>		宮	真佐美	身体障害 者居宅介 護	介護サ		ス野 社	宇和郎 41 - ポあ⁄	1第2	市原甲 2 コー 号室		内深	鬼北町 田1248		7年 1 日

## ○愛媛県告示第2009号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	 者	# <i>V</i> 7	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		н
事業者番号				±	トス	事務所	<del>:</del>			」 サーヒス	47		1 <i>h</i> ;	所			在		地	届年日	出
	名		称	<u></u>	にあ	在地		表者	の氏名		1		称	变	更	前	変	更	後	1 + 7	н
38000200173116	介護サ 花有限		ス野の		字和郡 内深田	鬼北町大 1248番地		宮	真佐美	知的障害 者居宅介 護	介護サ	- 5	ス野 社	宇和! 41 - ポあ⁄	1第2			内深	鬼北町 田1248	平成1	

#### ○愛媛県告示第2010号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	横山	剛	松山市浅海本谷甲388番地	

#### ○愛媛県告示第2011号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	岡本	富貴雄	西条市今在家274番地	

"	真	田	振	岞	西条市今在家76番地
"	汐	崎	宗	義	西条市今在家313番地
"	渡	邊	繁	男	西条市広江 2 番地
"	山	内	辰	男	西条市石田227番地
"	合	田	守	男	西条市広江50番地
監事	日	野		進	西条市今在家166番地
"	丹	下	光	盛	西条市広江289番地
1	ı				

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	篠	原	定	夫	西条市今在家68番地	
"	塩	崎	唯	七	西条市今在家281番地	
"	近	藤	信	也	西条市今在家206番地 2	
"	丹	下		勗	西条市広江274番地	
"	久	米	真喜	喜夫	西条市石田216番地	
"	渡	邊	隆	雄	西条市広江54番地 2	
監事	真	田	長え	太郎	西条市今在家81番地	
"	久	米		泰	西条市広江291番地	
1						

# ○愛媛県告示第2012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
県	道	古	瀬渋草	4白	上浮穴郡久万高原町直瀬乙214	14番 2 から	旧	メート	〜ル 5~2	Ω 0	キロメートル 0 525	•	
県	坦	且	树汉早	· 約天	同町直瀬乙2136番 3 まで		新	12 .	0 ~ 3	2 .0	0 520		

#### ○愛媛県告示第2013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

j	道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
į	県 道	Ī	<b>直瀬渋草</b>	線	上浮穴郡久			5から				平成17年11月15日

#### ○愛媛県告示第2014号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		440号		上浮穴郡久		i谷字郷角13	314番 3 から	5			平成17年11月15日

#### ○愛媛県告示第2015号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	宇和野村線			西予市野村町栗木298番3から 同町栗木626番2まで							平成17年11月15日

#### 任免辞令

#### ○公営企業任免辞令

10月31日

愛媛県技術吏員 坪 田 信 三

同

白 石 聡 子

願により本職を免ずる(各通)